

# 浄化槽設置者講習会について

平成21年7月31日から、「沖縄県浄化槽取扱要綱」の改正により浄化槽設置届出書等に『講習会受講済証』の添付が必要となっております。浄化槽の適切な維持管理等を行うため講習会受講をお願いします。

## 【講習会の受講免除について】

以下の場合は、講習会受講を免除します。ただし、②～⑤については浄化槽設置届出書及び浄化槽設置計画書へ受講免除届出書を添付してください。

また、⑤に該当する場合は、『設置及び維持管理に関する確認票』も併せて添付することとします。

- ①国、県、市町村等の公共機関が設置者となる場合
- ②浄化槽関係資格者(浄化槽設備士、浄化槽管理士、浄化槽検査員、浄化槽清掃技術者)が設置者となる場合(但し、その場合は資格証明書の写しを浄化槽設置届出書等へ添付して下さい。)
- ③501人槽以上の浄化槽を設置する場合(浄化槽技術管理者の設置が必要となります。)
- ④浄化槽設置予定者が過去3年以内に浄化槽設置者講習会を受講している場合  
※平成20年度に(社)環境整備協会で開催された、浄化槽設置者講習会を受講している場合を含みます。
- ⑤離島航路の事情により受講が困難であると認められる場合

## 【講習会の受講猶予について】

以下の場合は、講習会受講が猶予となります。ただし、その場合は浄化槽設置届出書等へ受講猶予届出書を添付し、浄化槽を使用開始するまでに講習会を受講した後、受講済証を添付して使用開始報告書を提出する必要があります。

- ①建売、賃貸物件で、設置時に浄化槽管理者(使用者)が決定していない場合
- ②設置予定者が県外在住のため、受講ができないと判断される場合
- ③病気などの理由のため、自ら受講することが出来ず、かつ代理人による受講も困難な場合

## 【受講対象者について】

本講習会は浄化槽設置者を受講対象者としておりますが、同居成人に限り代理人の受講を認めています。ただし、浄化槽設置者が一人住まいで、かつ、病気などの理由のため、自ら受講することができないと判断される場合は、親戚等の受講を認めます。詳しくは保健所へご相談ください。

※詳しくは、下記問い合わせ先にご相談下さい。

### 【問い合わせ】

県環境整備課 TEL098-866-2231  
北部保健所 TEL0980-52-2636  
中部保健所 TEL098-938-9787  
南部保健所 TEL098-889-6799

中央保健所 TEL098-836-1340  
宮古保健所 TEL0980-72-3501  
八重山保健所 TEL0980-82-3243

# 平成24年度 浄化槽設置者講習会

受講料  
無料です

**目的** 浄化槽に関する手続きや、施工及び維持管理等について理解していただくために実施するものです。

**受講対象者** 浄化槽の設置を予定している方(代理人による受講は、同居成人に限ります。)及び受講を希望する方が対象となります。

**時間** 受付:午後1時30分～午後2時 講習:午後2時～午後3時

講習時間に遅れた場合、入場出来ません。  
ご注意ください。

**ご準備いただくもの**

- ・本人確認が出来る書面(運転免許証、健康保険証など)
- ※設置予定者又は代理人の確認のため必要となります。
- ・浄化槽の設置場所の住所、設置者現住所等の情報が分かるようにしてお越し下さい。

**開催場所及び日程**

(注意)\*1 南部保健所は9月から3月まで、都合により開催場所は南部保健所隣の  
沖縄県立総合精神保健福祉センターになります。

開催場所	開催月日											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部保健所	17(火)	1(火)	5(火)	3(火)	7(火)	4(火)	2(火)	6(火)	4(火)	8(火)	5(火)	5(火)
中部保健所	19(木)	15(火)	19(火)	17(火)	20(月)	18(火)	16(火)	20(火)	18(火)	22(火)	19(火)	19(火)
南部保健所 *1	24(火)	8(火)	12(火)	10(火)	14(火)	<u>13(木)</u>	<u>11(木)</u>	<u>8(木)</u>	<u>13(木)</u>	<u>10(木)</u>	<u>14(木)</u>	<u>14(木)</u>
中央保健所	26(木)	22(火)	26(火)	24(火)	28(火)	25(火)	30(火)	27(火)	25(火)	29(火)	26(火)	26(火)
宮古保健所	24(火)	17(木)	21(木)	19(木)	23(木)	20(木)	25(木)	22(木)	20(木)	24(木)	21(木)	21(木)
八重山保健所	26(木)	15(火)	19(火)	17(火)	21(火)	18(火)	16(火)	20(火)	18(火)	22(火)	19(火)	19(火)

※ 講習会はどの会場で受講されても構いません。

※ 各保健所の駐車スペースには限りがあるため、講習会受講の際は公共交通機関をご利用ください。

※ 受講された方には「講習会受講済証」を交付いたします。

## 問い合わせ先

県環境整備課 TEL098-866-2231  
 北部保健所 TEL0980-52-2636  
 中部保健所 TEL098-938-9787  
 南部保健所 TEL098-889-6799

中央保健所 TEL098-836-1340  
 宮古保健所 TEL0980-72-3501  
 八重山保健所 TEL0980-82-3243

平成21年7月から、浄化槽設置届出書等に『講習会受講済証』の添付が必要となっております。

浄化槽はあなたの大事な財産です。適切な設置工事、維持管理を実施するために、講習会を受講して下さい。